令和８年度 第７回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和８年１０月１３日（火）午後３時００分			
開催場所	湯梨浜町役場別館　第３会議室			
出席農業委員（9名）	１番　長谷川 誠一 委員	２番　山下　和子 委員	３番　南　眞人 委員	４番　下田 健一 委員
	５番　渡邉　由佳 委員	６番　中村　弘明 委員	７番　横川　力 委員	１０番　尾川 寛信 委員
	１１番　前田　佳寛 委員			
欠席農業委員（3名）	８番　山上　真治 委員	９番　眞木　規透 委員	１２番　蔵本 孝広 委員	
出席推進委員（7名）	１４番 松本 勝男 推進委員	１５番 土海 政信 推進委員	１６番 清水 武敏 推進委員	１７番 伊藤 文夫 推進委員
	１８番 山本 美代子 推進委員	１９番 倉本 哲男 推進委員	２０番 石橋 駿介 推進委員	
欠席推進委員（1名）	１３番 河井 勝重 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長　村岡 正憲 主　幹　　中村 武史			
提案議案	議案第 24 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 25 号　農用地利用集積等促進計画の策定について 議案第 26 号　非農地の決定について			
報告事項	なし			

日　　程	発　言　者	発　　言　　の　　要　　旨
1　開会	事務局	ただ今から令和 8 年度第 7 回農業委員会定例総会を開会します。はじめに、農業委員会憲章の唱和を行います。本日の先導役は、議席番号 3 番 南 眞人委員です。皆さんご起立をお願いします。
農業委員会憲章　唱和	南委員	（農業委員会憲章の唱和）
	事務局	開会にあたり、長谷川会長よりあいさつ申し上げます。
	長谷川会長	（長谷川会長あいさつ　省略）
	事務局	本日の出席者報告です。農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 9 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。長谷川会長で進行をお願いします。
	長谷川会長（議長）	それでは進行させていただきます。本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認をお願いします。
2　議事録署名委員の指名		日程 2「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。このことについて皆さんにお諮りをいたします。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、議事録署名委員には、議席番号 10 番 尾川 寛信委員、11 番 前田 佳寛委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いをいたします。
3　議事	（議長）	次に、日程 3 議事に移ります。議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明してください。
議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	事務局	議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。会議書 2 頁です。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 （資料は 2-1～2-4 頁） 番号 1　譲渡人は、米子市－－の●●。譲受人は、田後－－の●●。土地の所在は、大字田後

		ーー。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は 504 ㎡。権利取得後の経営面積は、71 アールで、売買による所有権移転です。取得する農地は、自家用野菜を栽培です。 頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真の位置図です。申請地は田後集落内に位置し、中央に赤色で囲っている箇所です。この写真の西側に天神川、北側に旧たじりこども園が見えます。 番号 2　譲渡人は、倉吉市ーーの●●。譲受人は、北栄町ーーの●●。土地の所在は、大字長和田ーー。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は 106 ㎡。権利取得後の経営面積は、162 アールで、贈与による所有権移転です。取得する農地は、果樹を栽培します。 頁をめくっていただき、2-2 頁が航空写真の位置図です。申請地は長和田集落と尾長集落内の間に位置し、中央に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央には、とうごうこども園、東側に羽衣石川が見えます。 番号 3　譲渡人は、原ーーの●●。譲受人は、原ーーの●●。土地の所在は、大字原ーー。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は 4,493 ㎡。権利取得後の経営面積は、45 アールで、売買による所有権移転です。取得する農地は、葉物野菜を栽培します。 頁をめくっていただき、2-3 頁が航空写真の位置図です。申請地は原集落の南側に位置し、中央に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央の、南北に見える道路は県道倉吉青谷線、北東には原池が見えます。 番号 4　譲渡人は、橋津ーーの●●。譲受人は、赤池ーーの●●。土地の所在は、大字赤池ーー。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも記載のとおりで、面積は 71 ㎡。権利取得後の経営面積は、1 アールで、親族間の贈与による所有権移転です。取得する農地は、葉物野菜栽培です。 頁をめくっていただき、2-4 頁が航空写真の位置図です。申請地は赤池集落に位置し、中央に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央の、東西に見える道路は山陰道、中央には橋津川が見えます。 以上、この申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。
	（議長）	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 （「なし」の声） それでは、質疑はないようですので、これで質疑を終結し、これより採決を行います。

		議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案のとおり議決します。
議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画の策定について	（議長）	次に、第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。 なお、本議案の内、売買関係については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。 皆さんにお諮りをします。議席番号 6 番の中村弘明委員に関する売買関係に係る申請、農地番号 1 から 5 の案件を分割審議することにご異議はございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、売買関係に関する農地番号 1 から 5 の案件については、先に、分割審議することとします。それでは、議席番号 6 番の中村弘明委員は退席してください。 （退席） 中村弘明委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議の案件について、事務局より説明してください。
	事務局	議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。会議書 3 頁です。 次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 （分割審議案件） 先に、分割審議案件、議席番号 6 番の中村弘明委員関連です。 これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定において「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」の規定により議事参与の制限によるものです。ご承知おきください。 （資料は 3-2 頁） 3-2 頁の売買関係です。 農地番号 1 から 4 の地権者は、鳥取市の●●。土地は、下浅津地内の 4 筆で、現況地目は、いずれも田、利用目的はいずれも水稲栽培です。面積は記載のとおりです。

		次に、農地番号 5　地権者は、橋津の●●。土地は、下浅津地内の 1 筆で、現況地目は田、利用目的は水稲栽培です。農地番号 1 から 5 の合計面積は 5,430 ㎡で個々の面積は記載のとおりです。農地番号 1 から 5 の買受者は、いずれも藤津の●●、認定農業者で、対価は 10 アール当たりーーでの売買です。いずれも農振農用地区域内の農地で、青と記載しています。地域計画の地区については、湯梨浜町全体で 6 つの地区があるうち、羽合 1 、羽合地域の主に水田地帯のエリアです。地権者から機構へ所有権を移転する時期は、いずれも令和 8 年 10 月 30 日の予定で、機構から耕作者へ所有権を移転する時期は、いずれも令和 8 年 11 月 25 日の予定です。 説明は以上です。
	（議長）	説明が終わりました。これより分割審議案件についての質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 （「異議なし」の声） 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、売買関係 農地番号 1 から 5 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、売買関係 農地番号 1 から 5 の案件については、原案のとおりに意見決定致します。ここで、退席委員に入室していただきます。　（6 番 中村弘明委員 着席） それでは、6 番 中村弘明委員の復席を確認しましたので審議を続けます。 次に、議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、事務局より説明してください。 （分割審議以外の案件）
	事務局	3-2 頁の売買関係です。 農地番号 6 から 7 の地権者は、香川県の●●。土地は、はわい長瀬地内の 2 筆で、現況地目は、いずれも田、利用目的はいずれも水稲栽培です。農地番号 6 から 7 の合計面積は 1,956 ㎡で個々の面積は記載のとおりです。面積は記載のとおりです。 農地番号 6 から 7 の買受者は、いずれも宮内の●●、認定農業者で、対価は 10 アール当たりーーでの売買です。いずれも農振農用地区域内の農地で、青と記載しています。地域計画の地区

		については、湯梨浜町全体で 6 つの地区があるうち、羽合 1 、羽合地域の主に水田地帯のエリアです。地権者から機構へ所有権を移転する時期は、いずれも令和 8 年 10 月 30 日の予定で、機構から耕作者へ所有権を移転する時期は、いずれも令和 8 年 11 月 25 日の予定です。 説明は以上です。 説明が終わりました。これより分割審議以外の売買関係案件についての質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 （「異議なし」の声） 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件、売買関係 農地番号 6 から 7 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件、売買関係 農地番号 6 から 7 の案件については、原案のとおりに意見決定致します。
	（議長） 事務局	次に、議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、利用権設定関係の案件について、事務局より説明してください。 （分割審議以外の案件） （資料は 3-1 頁） 利用権設定関係です。利用権設定の 24 筆すべて、前耕作者からの付け替えです。 農地番号 1 大字藤津地内の記載の 1 筆の現況 田、利用目的は水稲栽培、面積は 1,731 ㎡です。 地権者が機構に設定する権利は、10 年 2 か月、機構が耕作者に設定する権利は、荒廃化している農地を再生次第、機構が耕作者に利用権設定をするため、現時点では、耕作者情報は空欄としています。新規の契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 農地番号 2 から 6、14 から 17 大字国信地内の記載の 9 筆の現況 田、利用目的は水稲栽培です。 合計面積は 9,560 ㎡で個々の面積は記載のとおりです。 地権者が機構に設定する権利は、いずれも 3 年 2 か月、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも 3 年 2 か月で、無償です。 耕作者は、国信の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 農地番号 7 から 13 大字国信地内の記載の 7 筆の現況 田、利用目的は水稲栽培です。 合計面

		積は 8,135 ㎡で個々の面積は記載のとおりです。 地権者が機構に設定する権利は、いずれも 4 年、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも 3 年 2 か月で、無償です。 耕作者は、国信の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 農地番号 18 から 23 大字国信及び田畑地内の記載の 6 筆の現況 田、利用目的は水稲栽培です。合計面積は 7,012 ㎡で個々の面積は記載のとおりです。 地権者が機構に設定する権利は、いずれも 3 年 2 か月、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも 3 年 2 か月で、無償です。 耕作者は、川上の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 農地番号 24 大字野花地内の記載の 1 筆の現況 畑、利用目的は梨栽培で、面積は 7,321 ㎡のうち 1,000 ㎡です。 地権者が機構に設定する権利は、10 年、機構が耕作者に設定する権利は、10 年で、無償です。 耕作者は、倉吉市の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 説明は以上です。
	（議長）	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 （「異議なし」の声） 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、利用権設定関係の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、利用権設定関係の案件については、すべてを原案のとおりに意見決定致します。
議案第 26 号 非農地の決定について	（議長） 事務局	次に、議案第 26 号「非農地の決定について」を議題とします。説明をしてください。 議案第 26 号「非農地の決定について」を説明します。会議書 4 頁です。 次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの可否について、本委員会の議決を求めるものです。 （資料は 4-1 頁～4-15 頁） 4-1 頁から 4-3 頁が非農地通知一覧です。 この度は、大字宇谷のーー、ーー、ーー、ーー、ーー、ーー、ーー、ーー、ーー、ーー、ーー、ーー、ーー 地内の記載の 44 筆の土地について、非

		農地決定の判断をいただきたく提案するものです。 表の左側から、土地の所在、地目、面積、所有者については、記載のとおりです。所有者については、登記簿上の所有者になります。 利用状況調査は、令和 7 年 10 月及び令和 5 年 10 月に実施しており、その際に「再生利用が困難な農地」と判断されたものです。 非農地通知書発行年月日は、議決を得た後に、所有者、所有者死亡の場合は納税管理人等に発行しますので、本日時点では空欄として います。 右の備考欄には、非農地とした際の変更後の田畑以外の地目を記載しています。この記載の地目については、町民生活課の評価係が判断している現況地目を参考にしています。 位置図と現況写真により説明します。4-4 頁、ここには番号の記載はありませんが今回提案する全体の位置図です。番号 1 から番号 44 までのすべての位置図で、赤色で示しています。この図の上に見えていますのが宇谷集落、東西に見える道路が国道 9 号線と山陰道になります。 次の 4-5 頁から 4-8 頁は、4-4 頁を拡大した位置図です。詳細図 1 から 4 の拡大したものに番号と地番表記を記載していますのでご確認ください。次の 4-9 頁から 4-15 頁が現況写真になります。 4-9 頁です。 左上の番号 1 は畑から山林に地目変更、右上の番号 2 は畑から原野に地目変更、番号 3 は畑から山林に、左下の番号 4 は畑から山林に地目変更、番号 5 は畑から原野に地目変更、右下の番号 6 は畑から原野に地目変更するものです。 4-10 頁です。左上の番号 7、15、16 は畑から原野に地目変更、右上の番号 8 は畑から原野に地目変更、左下の番号 9 は畑から山林に地目変更、右下の番号 10 は畑から山林に地目変更するものです。 4-11 頁です。左上の番号 11 は畑から原野に地目変更、右上の番号 12 は畑から山林に地目変更、番号 13、14 は畑から原野に地目変更、左下の番号 17 から 20 は畑から原野に地目変更、右下の番号 21、22 は畑から原野に地目変更するものです。 4-12 頁です。左上の番号 23、26 は畑から原野に地目変更、右上の番号 24、25、27、28 は畑から原野に地目変更、左下の番号 29 は畑から山林に地目変更、右下の番号 30 は畑から原野に地目変更するものです。 4-13 頁です。左上の番号 31 は畑から原野に地目変更、右上の番号 32 は畑から宅地に地目変更、左下の番号 33、34 は畑から原野に地目変更、右下の番号 35 は畑から山林に地目変更するものです。

		4-14 頁です。全て畑から原野に地目変更するものです。なお、番号 39 と 40 はドローンで撮影した写真です。 4-15 頁です。左上の番号 41、43 は畑から原野に地目変更、番号 42 は畑から宅地に地目変更するものです。番号 41.42.43 もドローンで撮影した写真です。右上の番号 44 は田から原野に地目変更するものです。少し時間をとりますので、ご確認ください。 以上、44 筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、３ヶ月の不服申し出期間を経た後、不服申し出者を除き、 町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うことになります。 説明は以上です。
	（議長）	非農地通知一覧表に記載の 44 筆の説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
	松本推進委員	○自治会とあるが畑を作っておられるのでしょうか。
	（議長）	地元の尾川委員から補足説明がありましたらお願いします。
	尾川委員	地区で土地を所有しておられるところはあります。地区の資産として所有している場合もあると思います。
	事務局	各地区が所有されている場合はあります。
	（議長）	以前は各集落名では手続きができなかったこともあり、当時は連名で行なっていたところ問題があり、平成 4 年から地縁団体の手続きができるようになった。また、課税対象にならないということを確認しています。補足説明をさせいただきました。
	松本推進委員	将来的にはどうなるのでしょうか。
	（議長）	地縁団体の手続きと同じく申請していくことになります。
	事務局	不動産ですので、代々引き継がれることになります。
	松本推進委員	わかりました。
	（議長）	その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 （「なし」の声） それでは、質疑はないようですので、これより採決を行います。 議案第 26 号「非農地の決定について」、これを原案のとおり、可とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。 《全員挙手》

		全員が挙手であります。よって、議案第 26 号「非農地の決定について」は、これを原案のとおり議決します。以上で議事を終わります。
4　その他	（議長）	次に、その他に移ります。
		(1) 建議書（案）について、説明してください。
		この内容は、先にその他の事項を終えてから時間をかけて行います。
	事務局	○建議書（案）について
		9 月定例総会後に部会において協議されたものを素案として提示。
		本日の意見をまとめ、役員会で協議し次回定例総会通知と合わせて事前配布することとなった。
	（議長）	(2) 11 月定例総会について、説明してください。
	事務局	○ 11 月定例総会 11 月 10 日（火）午後 3 時～　第 3 会議室
		※現地調査案件がある場合は、午後 1 時 30 分又は午後 2 時に事務局へ集合。
		現地調査委員：長谷川 会長、下田 会長職務代理、
		担当：⑦横川 力 委員、⑧山上真治 委員、⑮土海政信 推進委員
		（10 月は案件なしにより 11 月へ）
		研修：農業委員、推進委員の役割、最適化活動の進め方ほか（総会終了後に開催する）
	（議長）	(3) 11 月農家相談会の日程について、説明してください。
	事務局	○ 11 月農家相談会　11 月 19 日（木）午前 9 時～正午　第 3 会議室
		担当：④ 下田健一職務代理、⑤　渡邉由佳 委員、⑭ 松本勝男 推進委員
	（議長）	(4) 県外視察研修について、説明してください。
	事務局	○ 県外視察研修　（徳島県名西郡石井町農業委員会及び徳島県農業会議）へ視察
		行程の詳細は次回定例総会に提示する。
		12 月 17 日（木）～12 月 18 日（金）　次回定例総会時に出席確認する。
	（議長）	(5) その他について、説明してください。
	事務局	①利用権設定の更新案内について…資料①
		対象期間：令和 8 年 12 月末日から令和 9 年 3 月末日の間に契約期間満了
		対 象 者：地権者側と現耕作者に通知発送
		（「利用権設定等計画書の原本」及「利用権設定等計画書の記載例」は現耕作者に送付）
		・通知発送：10 月 14 日（水）予定

		・提出期限：11 月 13 日（金）まで ・そ の 他：地権者側のみにチラシ「相続登記はお済みですか？」を同封 ※全委員・推進委員は、地権者側または現耕作者からの相談への対応をお願いした。 ②農地パトロール（農地利用状況調査）について 全ての班が 10 月 30 日（金）までに終了すること。　以降、事務局にて次の作業等を実施 ○11 月：利用状況調査（農地パトロール）結果を農地台帳システム一括取込 ○12 月：利用意向調査 ○令和 9 年 2 月：定例総会時に、利用状況調査結果報告、貸付希望農地への対応 ■今後の研修日程等 ①女性の新任委員研修会（3 年毎） 10 月 16 日（金）14:00～16:00　事務局にてオンライン開催 ②中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会（渡邊由佳委員、山本美代子推進委員） 11 月 5 日（木）～11 月 6 日（金）　島根県出雲市「出雲ロイヤルホテル」 ③農業委員会ブロック別特別研修会の日程について　【資料②】 11 月 26 日（木）9:30～11:30 エースパック未来中心・小ホール〔全委員・推進委員対象〕 次回定例総会時に出席確認する。 事務局からは以上です。
	（議長）	その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。 皆さん、ご起立をお願いします。
6　閉会	（議長）	以上をもちまして、令和 8 年度第 7 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会といたします。 お疲れ様でございました。 （閉会　午後 5 時 15 分）

		会議の経過を記載して相違ないことを証明するため、ここに署名する。 農 業 委 員 会 会 長 …… 議事録署名委員 …… 議事録署名委員 ……